



入間市告示第15号

富山県及び石川県における入間市税に関する納期限等を次のとおり延長する。

令和6年1月24日

入間市長

杉島理一郎



入間市税条例（昭和32年条例21号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に定める申告、申請、請求、その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途入間市告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県、石川県